

## 佐倉マラソン公式 X（旧 Twitter）運用要領

### （趣旨）

第1条 この要領は、佐倉マラソン実行委員会事務局（以下「事務局」という。）が X（旧 Twitter）を、市民等への情報提供媒体として運用し、佐倉マラソンの周知を図るため、必要な事項を定めるものとする。

### （運用主体）

第2条 公式 X の運用主体は事務局とし、管理者は事務局長とする。

2 ユーザー名は「sakuramarathon1」とする。

### （公式 X 運用主体、発信目的等の明示）

第3条 公式 X の運用主体、発信する目的等については、公式 X のプロフィール欄に明示する。

### （発信内容）

第4条 管理者は、次に掲げるものを発信する。

（1）佐倉マラソンに関する情報

（2）その他、市民等に有益な情報、周知する必要性が高い情報で、管理者が適当と認めるもの

### （リプライ、リポスト、フォロー及びダイレクトメッセージの制限）

第5条 リプライ、リポスト、フォロー、ダイレクトメッセージは原則行わない。ただし、管理者が必要と認めるものは、この限りでない。

2 リプライ、リポスト、フォローを行わない旨並びにダイレクトメッセージに返信しない旨について、公式 X のプロフィール欄に明示する。

### （利用者への制限事項）

第6条 公式 X の投稿に対して、利用者から次に掲げる事項に該当するリプライまたはコメントを付けてリポストされた場合、管理者は、当該投稿の非表示または当該利用者をブロックするなど必要な措置を予告なく講じることができるものとする。

（1）法令等に違反するもの、または違反する恐れがあるもの

（2）特定の個人や団体等を誹謗中傷するもの

（3）肖像権、プライバシー権、知的財産権等を侵害するもの

（4）政治、宗教活動を目的とするもの

（5）広告、宣伝、勧誘、営業活動、その他営利または売名を目的とするもの

（6）人種、思想、信条等の差別または差別を助長させるもの

（7）公の秩序を乱し、または善良の風俗に反するもの

（8）虚偽や事実と異なる内容及び単なる噂や噂を助長させるもの

（9）その他、管理者が不適切と判断したもの及びこれらの内容を含むホームページへのリンク

(著作権)

第7条 公式 X に投稿した情報等（文章、写真、動画等）に関する著作権は、事務局または原著者に帰属する。

- 2 利用者は、公式 X に投稿されている情報等について、私的使用のための複製、引用等、著作権法上認められた場合を除き、無断で複製または転用してはならない。

(免責)

第8条 事務局は、公式 X に投稿する情報について、細心の注意を払う。ただし、投稿した情報の正確性、完全性、有用性等について保証しない。また、当該情報に起因して利用者または第三者に損害が発生した場合、故意または重大な過失のある場合を除き、事務局は一切責任を負わないものとする。

- 2 この要領は、予告なく変更や見直しを行う場合があるものとする。

(不正利用への対応)

第9条 公式 X が不正に利用された場合は、速やかに X 運営会社へ連絡し、対応を協議する。また、佐倉マラソン公式ウェブサイトへ公式アカウントが不正に利用された旨を明記し、注意喚起を図る。

(運用の停止)

第10条 事務局は、何らかの理由で不都合が発生した場合は、予告なしに利用を中止し、公式アカウントを削除できるものとする。

附則

この要領は、令和5年12月11日から施行する。